

最高裁総三第000228号

(訟ろー01)

平成24年7月26日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 戸 倉 三 郎

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

書記官事務等の査察の実施等について（通達）

平成24年度の標記の査察を昭和61年6月30日付け最高裁総三第15号事務総長通達「書記官事務等の査察について」の定めるところにより実施してください。

また、同通達別紙の4の査察事項を下記のとおり指定しましたので、これによってください。

記

- 1 書記官事務，速記官事務及び訟廷事務についての査察事項
 - (1) 事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項
 - (2) 事件記録等及び帳簿諸票の保管に関する事項
- 2 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務についての査察事項
 - (1) 保管金等の取扱いに関する事項
 - (2) 押収物等の取扱いに関する事項
 - (3) 裁判事務用器具の管理に関する事項
 - (4) 委託した業務の取扱いに関する事項

大阪高裁判第000267号

(訟ろー01)

平成24年8月22日

管内地方裁判所長 殿 (大阪, 神戸, 大津)

管内家庭裁判所長 殿 (神戸, 大津)

大阪高等裁判所長官 佐々木 茂 美

書記官事務等の査察について (通達)

7月26日付け最高裁総三第000228号総務局長, 経理局長通達「書記官事務等の査察の実施等について」に基づき, 平成24年度の標記の査察を別紙のとおり実施します。

(別紙)

1 被査察庁・査察実施日・査察事務担当者等

(1)書記官事務、速記官事務及び訟廷事務についての査察

被 査 察 庁	実 施 年 月 日	査 察 事 務 担 当 者	査 察 実 施 事 務 補 助 者
大津地方裁判所 大津家庭裁判所	平成24年10月24日(水)	民事首席書記官 澤 明憲 刑事首席書記官 藤田 敏之	民事次席書記官 松本 幸治
			民事訟廷管理官 浦原 英器
			民事部主任書記官 西森 公治
			民事部主任書記官 山本 正道
			民事部主任書記官 森井 康雄
			民事部主任書記官 中島 正人
			民事部主任書記官 藤田 可奈
			民事部主任書記官 垣見 修
			大阪家裁主任書記官 渡部 雅美
			大阪地裁民事速記管理官 鍬 京子
			刑事次席書記官 住野 陽一
			刑事訟廷管理官 山脇 敏伸
			刑事部主任書記官 檜垣 信寿
			刑事部主任書記官 多田 力
			刑事部主任書記官 宇野 久美子
			大阪家裁主任書記官 秦 眞由美
			大阪地裁刑事速記管理官 松岡 圭子
神戸地方裁判所	平成24年10月30日(火)	民事首席書記官 澤 明憲 刑事首席書記官 藤田 敏之	民事次席書記官 船越 英明
			民事訟廷管理官 浦原 英器
			民事部主任書記官 岩本 直樹
			民事部主任書記官 蒔田 豊人
			民事部主任書記官 宮崎 正義
			民事部主任書記官 有持 忠博
			民事部主任書記官 福岡 秀人
			大阪地裁民事速記管理官 鍬 京子
			刑事次席書記官 住野 陽一
			刑事訟廷管理官 山脇 敏伸
			刑事部主任書記官 西山 明
			刑事部主任書記官 北田 克也
			刑事部主任書記官 西村 徹也
			刑事部主任書記官 宇野 久美子
			大阪地裁刑事速記管理官 松岡 圭子
神戸家庭裁判所	平成24年11月22日(木)	民事首席書記官 澤 明憲 刑事首席書記官 藤田 敏之	民事次席書記官 松本 幸治
			民事訟廷管理官 浦原 英器
			民事部主任書記官 西森 公治
			民事部主任書記官 吉川 浩司
			民事部主任書記官 水田 正士
			民事部主任書記官 宮崎 正義
			民事部主任書記官 安藤 奈緒美
			民事部主任書記官 藤田 可奈
			大阪家裁主任書記官 北野 伊知郎
			刑事次席書記官 住野 陽一
			刑事訟廷管理官 山脇 敏伸
			刑事部主任書記官 北田 克也
			刑事部主任書記官 西村 徹也
			大阪家裁主任書記官 中井 充

大阪地方裁判所	平成24年12月10日(月)	民事首席書記官 澤 明憲 刑事首席書記官 藤田 敏之	民事次席書記官 船越 英明
			民事訟廷管理官 浦原 英器
			民事部主任書記官 西森 公治
			民事部主任書記官 岩本 直樹
			民事部主任書記官 山本 正道
			民事部主任書記官 吉川 浩司
			民事部主任書記官 蔭田 豊人
			民事部主任書記官 森井 康雄
			民事部主任書記官 水田 正士
			民事部主任書記官 中島 正人
			民事部主任書記官 安藤 奈緒美
			民事部主任書記官 有持 忠博
			民事部主任書記官 垣見 修
			民事部主任書記官 福嶋 秀人
			大阪地裁民事速記管理官 鍬 京子
			刑事次席書記官 住野 陽一
			刑事訟廷管理官 山脇 敏伸
			刑事部主任書記官 西山 明
			刑事部主任書記官 檜垣 信寿
			刑事部主任書記官 北田 克也
			刑事部主任書記官 多田 力
			刑事部主任書記官 西村 徹也
			刑事部主任書記官 宇野 久美子
			刑事部記録係長 石川 旭
			大阪地裁刑事速記管理官 松岡 圭子

別紙

(2) 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察

被査察庁	実施年月日	査察事務担当者	査察実施事務代理者	補助者
神戸地方裁判所	平成24年9月19日(水) 平成24年9月20日(木)	事務局次長 新屋 眞宏	会計課課長補佐 川瀬 久雄	会計課監査係長 堀川 博司 会計課主任事務官 大西 泰斗
神戸家庭裁判所	平成24年11月29日(木) 平成24年11月30日(金)		会計課企画官 藤原 治	会計課保管物係長 泉谷 美津穂
大阪地方裁判所	平成24年12月10日(月)		会計課専門官 児島 由崇	会計課経理係長 平井 崇文 会計課監査係長 堀川 博司
大津地方裁判所 大津家庭裁判所	平成24年12月12日(水) 平成24年12月13日(木)		会計課専門官 児島 由崇	会計課監査係長 堀川 博司

(別紙)

2 査察事項

(1) 書記官事務及び訟廷事務についての査察事項

ア 民事・家事関係

- (ア) 事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項
- (イ) 事件記録等及び帳簿諸票の保管に関する事項
- (ウ) 主任書記官による書記官の事務処理状況の把握及び書記官に対する指導に関する事項
- (エ) 事件関係書類の適切な作成及び整理・保管に関する事項
- (オ) 成年後見事件及び財産管理事件の不正行為防止処理に関する事項

イ 刑事・少年関係

- (ア) 事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項
- (イ) 事件記録等及び帳簿諸票の保管に関する事項
- (ウ) 事件に関する基本的な書記官事務の処理状況の把握及びその事務処理改善に関する事項
- (エ) 主任書記官による書記官の事務処理状況の把握及び書記官に対する指導に関する事項
- (オ) 書記官の審理充実事務に関する事項
- (カ) 裁判員裁判の実施に関する事項（裁判員裁判実施庁に限る。）

(2) 速記官事務についての査察事項

ア 速記事務に関する事項

- イ 速記官の配置に応じた執務態勢に関する事項（てん補を含む。）
- ウ 速記官の指導監督に関する事項（健康管理を含む。）

(3) 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務についての査察事項

- ア 保管金等の取扱いに関する事項
- イ 押収物等の取扱いに関する事項
- ウ 裁判事務用器具の管理に関する事項

エ 委託した業務の取扱いに関する事項

大阪高裁判第000339号

(訟ろ－01)

平成24年11月13日

大阪地方裁判所長 殿

大阪高等裁判所長官 佐々木 茂 美

書記官事務等の査察について（通知）

8月22日付け当庁刑第000267号で通達した12月10日の貴庁に対する標記の
査察は、諸般の事情により平成25年1月24日に変更します。

大阪高裁会第001573号

(会ろ－12－A)

平成24年9月4日

神戸地方裁判所事務局長 殿

大阪高等裁判所事務局次長 新 屋 眞 宏

平成24年度書記官事務等の査察における会計事務の査察に
ついて（事務連絡）

標記の査察（以下「会計事務査察」という。）については、8月22日付け大阪
高裁判第000267号長官通達「書記官事務等の査察について」のとおりですが、会計
事務査察の補助者を別紙のとおり変更します。

別紙

(2) 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察

被査察庁	実施年月日	査察事務担当者	査察実施事務代理者	補助者
神戸地方裁判所	平成24年9月19日(水) 平成24年9月20日(木)	事務局次長 新屋 真宏	会計課課長補佐 川瀬 久雄	会計課専門官 児島 由崇 会計課監査係長 堀川 博司
神戸家庭裁判所	平成24年11月29日(木) 平成24年11月30日(金)		会計課企画官 藤原 治	会計課保管物係長 泉谷 美津穂
大阪地方裁判所	平成24年12月10日(月)		会計課専門官 児島 由崇	会計課経理係長 平井 崇文 会計課監査係長 堀川 博司
大津地方裁判所 大津家庭裁判所	平成24年12月12日(水) 平成24年12月13日(木)		会計課専門官 児島 由崇	会計課監査係長 堀川 博司

大阪高裁会第001906号

(会ろ－12－A)

平成24年11月26日

大津地方裁判所事務局長 殿

大津家庭裁判所事務局長 殿

大阪高等裁判所事務局次長 新 屋 眞 宏

平成24年度書記官事務等の査察における会計事務の査察に
ついて（事務連絡）

標記の査察（以下「会計事務査察」という。）については、8月22日付け大阪
高裁判第000267号長官通達「書記官事務等の査察について」のとおりですが、会計
事務査察の実施年月日を下記のとおり変更します。

記

変更前

平成24年12月12日（水）及び13日（木）

変更後

平成25年2月6日（水）及び7日（木）

大阪高裁会第142号

(会ろ-12-A)

平成25年1月23日

大阪地方裁判所事務局長 殿

大阪高等裁判所事務局次長 新 屋 眞 宏

平成24年度書記官事務等の査察における会計事務の査察に
ついて（事務連絡）

標記の査察（以下「会計事務査察」という。）については、平成24年8月22日付け大阪高裁判第000267号長官通達「書記官事務等の査察について」及び同年1月13日付け大阪高裁判第000339号通知「書記官事務等の査察について」のとおりですが、会計事務査察の補助者を別紙のとおり変更します。

別紙

(2) 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察

被査察庁	実施年月日	査察事務担当者	査察実施事務代理者	補助者
神戸地方裁判所	平成24年9月19日(水) 平成24年9月20日(木)	事務局次長 新屋 眞宏	会計課課長補佐 川瀬 久雄	会計課専門官 児島 由崇 会計課監査係長 堀川 博司
神戸家庭裁判所	平成24年11月29日(木) 平成24年11月30日(金)		会計課企画官 藤原 治	会計課保管物係長 泉谷 美津穂
大阪地方裁判所	平成25年1月24日(木)		会計課専門官 児島 由崇	会計課監査係長 堀川 博司 会計課保管物係長 泉谷 美津穂
大津地方裁判所 大津家庭裁判所	平成25年2月6日(水) 平成25年2月7日(木)		会計課専門官 児島 由崇	会計課監査係長 堀川 博司

平成23年度書記官事務査察の結果報告

庁名			① 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢 についての問題点並びに是正又は改善を要する 事務の態様、原因	② 指導、指示又は注意をした内容及び対策	③ 問題点及び原因の究明をもとに今後 取り組むべきと考える組織的な課題
事件記録等及び帳簿諸票の 保存及び廃棄に関する事項		高裁	○保存事務について 帳簿諸票備付経過簿上は部に備え付けてある帳簿について、帳簿を前年度分と合てつしたことから引継年度が遅れる場合等の情報が記録係に伝えられていなかった。 その原因は、記録係において、実際に引き継ぎがなされたときに処理すればよいという慣行を漫然と続けていたためであった。	○保存事務について 引継年度が遅れる場合等の情報は、記録係において速やかに把握しておくべきであることから、主任書記官に対して、毎年1月20日までに、記録係に情報を引き継ぐように指示した。対策としては、記録係、部の双方に対する知識周知のために、資料及びひな形を作成し配布した。	○保存事務について 組織的な課題としては、漫然と従前の処理方法を行うのではなく、事務の根拠、目的を考えた事務処理を行うよう指導育成すべき点がある。管理官から記録係長に対して資料及びひな形の作成を指示し、各部及び記録係員に対して目的を考えた事務処理を行うよう指導した。
		地家裁	○帳簿諸票の保存状況について 二審和解調書原本と一審判決原本は保存期間が異なるので別の綴冊にすべきところ一冊の判決原本綴りに綴っている(大阪家裁、京都地家裁、奈良地裁、和歌山地裁)。 その原因は、検索の便宜と長期の保存期間経過時に一緒に廃棄すればよいという慣行を漫然と続けていたためである。 ○事件書類の分離時期について 一部の記録について、保存時分離がされていない記録があった(和歌山家裁、大阪家裁)。 その原因は、保存廃棄に関する資料を参照せずに、漫然と事務を執っていたためである。 ○帳簿諸票の整備について 帳簿諸票備付経過簿について、諸票は引継を受けた年度に記載すべきところ作成年度の経過簿に登載している(奈良地家裁、和歌山地家裁)。一部の事件簿の引継の記載がない(京都地裁、奈良地裁、和歌山地家裁)。その原因は、保存廃棄に関する資料を参照せずに、漫然と事務を執っていたためであった。 裁判原本保存簿について、一部の保存終了日等の記載がもれていた(大阪家裁、京都地家裁、奈良地裁、和歌山地裁)。 その原因は、保存廃棄に関する資料が整備されておらず、知識が不足していたためである。 ○廃棄作業のスケジュールについて 一部の記録及び返還不能郵券について、保存期間満了後、約2年が経過しているのに廃棄されていない(和歌山家裁)。 その原因は、保存期間満了を認識した後漫然と放置したことである。	○帳簿諸票の保存状況について 保存期間ごとに綴てつ廃棄すべきであることから、今後は保存期間ごとに綴ること、今までに一冊に綴っている分については、早期に是正計画を立て保存期間ごとに綴るよう指示した。 対策としては、漫然と事務を行うことなく、常に通達の趣旨を考えた事務を遂行するよう指導し、是正については人員態勢を含めた計画を立てて必要があれば応援態勢を取るよう指導した。 ○事件書類の分離時期について 原本分離は保存時に行うべきであり、早急に是正するよう指示した。 対策としては、平成11年の通達改正資料を職員に再度周知し、基本通達等の資料を踏まえた事務処理を行うよう指導した。 ○帳簿諸票の整備について 経過簿については、諸票を適正な年度に記載し直すように指示した。また、保存簿については、保存終了日等を記載するよう指示した。 対策としては、経過簿記載の手引等の資料を職員に再度周知し、基本通達等の資料を踏まえた事務処理を行うよう指導した。 ○廃棄作業のスケジュールについて すでに廃棄作業の計画を立て、そのための事務分担変更も実施していたので、完了時点を示した計画書の提出を指示した。 対策としては、組織として廃棄状況を把握し、年間の廃棄計画を立てる態勢を取るよう指導した。	○事件記録等の保存及び廃棄事務について 組織的な課題としては、記録係が漫然と従前の処理方法を行うのではなく、組織として計画的な保存廃棄事務を行うために、事務の根拠、目的を考えた事務処理を行うよう指導育成すべき点がある。保存廃棄事務について、訟廷管理官に問題意識を持たせ、係員への知識付与とともに、首次席に年間計画を報告させた上で実施するよう指導した。

庁名			① 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びに是正又は改善を要する事務の態様、原因	② 指導、指示又は注意をした内容及び対策	③ 問題点及び原因の究明をもとに今後取り組むべきと考える組織的な課題
大阪高裁 (民事部)	その他の事項	高裁	○控訴記録の点検について 点検が不十分であり、原審記録の調査の不備を見落としている。その原因は、点検の目的、重要性を十分意識していない点にある。	○控訴記録の点検について 点検不備の結果、上告審で破棄差戻し判決が出ることであれば、遅延についての当事者に対する責任、報道対応等重大な結果が生じること意識して点検するよう指導した。 対策としては、事例を紹介し、その結果生じることの重大性を改めて注意喚起するよう、主任書記官を通じて指導した。	○控訴記録の点検について 組織的な課題としては、事務の目的を考えた事務処理を行うこと、目的に合った事務が行われない場合、その結果生じることの重大性を改めて認識させながら、指導育成すべき点がある。各部に対して、控訴審査書記官事務のなかでも重要な事務であることの意味を理解し、それが行われない場合の結果の重大性を意識して、目的意識を持って事務を行うよう指導した。
		地家裁	○郵券管理袋の記載について 受領欄に受領者の認印がない(京都地裁)。実際に保管されている郵券額と郵券袋の記載額とが異なっている(京都家裁、奈良家裁)。その原因は、郵券の使用後、記載した残額と実際の残額を照合確認していないこと、担当者の認印確認の失念及び郵券使用後の残額記載時に計算を誤り実際と異なった金額を記載したためである。 ○事務処理遅滞について 申立てから処理まで約半年間事務処理が遅滞している(大阪家裁、京都家裁)。その原因は、担当書記官が進行が停止した事件の管理をせず、放置していたためである。 ○決定書等の作成について 裁判官の認印がないまま記録に編みついて、その後の事務を行っている(京都家裁、和歌山地裁)。その原因は、決定書・審判書が適法に成立しているか確認を怠ったものである。 ○調書の作成について 期日の連続がない(大阪家裁、奈良家裁)。作成者の認印がない(和歌山地裁)。その原因は、担当者が記載する際に誤記をしたこと、作成した調書の点検を怠ったためである。 ○言渡前の判決原本の保存について 上記判決原本は記録とは別に保存すべきところ、記録の最後に綴じるか記録に挟んで保管している(奈良地家裁)。その原因は、保存に便利であり閲覧時には記録から分離すればよいという慣行を漫然と続けていたためである。	○郵券管理袋の記載について 直ちに、認印の漏れや計算を誤った記載は是正するよう指導した。 対策としては、郵券は金銭と同様に管理すべきこと、誤記等の結果紛失と同じ状況が生じることの重大性を改めて、職員に注意喚起するよう指導した。 ○事務処理遅滞について 直ちに、事務処理を進行させることを指示した。対策としては、事務処理遅滞は、当事者に対する責任が生じ、報道対応を検討するとともに、職務上の非違行為となるので、この結果生じることの重大性を改めて、職員に注意喚起するよう指導した。 ○決定書等の作成について 直ちに、裁判官に確認して、事務処理を進めるよう指導した。 対策としては、謄正本の作成は原本の存在が前提であり、原本の成立を確認することは事務処理の手順として不可欠であることを改めて徹底し、原本不存在のまま謄正本を作成するということは重大な事務過誤であることを注意喚起するよう指導した。 ○調書の作成について 直ちに、更正調書の作成や未完成調書の完成等、方策を検討の上、是正するよう指導した。 対策としては、調書作成は書記官事務の根幹であり、誤記や未完成調書を記録に綴ることの結果生じることの重大性を改めて、職員に注意喚起するよう指導した。 ○言渡前の判決原本の保存について 直ちに、記録とは別に保管するよう指導した。 対策としては、言渡前の判決原本は記録ではなく、その情報が漏れることの重大性を改めて、職員に注意喚起するよう指導した。	○郵券管理袋の記載について ○事務処理遅滞について ○決定書の作成について ○調書の作成について ○言渡前の判決原本の保存について 組織的な課題としては、いずれも、事務の目的を考えた事務処理を行うこと、目的に合った事務が行われない場合、その結果生じることの重大性を改めて認識させながら、指導育成すべき点がある。各庁に対して、書記官事務のなかでも重要な事務であることの意味を理解し、それが行われない場合の結果の重大性を意識して、目的意識を持って事務を行うよう指導した。

平成23年度書記官事務査察の結果報告

庁名			① 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びに是正又は改善を要する事務の態様、原因	② 指導、指示又は注意をした内容及び対策	③ 問題点及び原因の究明をもとに今後取り組むべきと考える組織的な課題
大阪高等裁判所 (刑事)	事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項	高裁	① 事件関係の帳簿諸票の使用方法等に関する民刑首席書記官通知を点検したところ、備付け帳簿の漏れ、根拠通達の特定不十分、誤記等があった。 ② 少年抗告事件の決定原本保存簿に記載されている保存終期と、同原本綴りの表紙に記載されている保存終期とに齟齬があった。 ③ 帳簿諸票備付経過簿の記載が通達に齟齬していた(保存満了年度の間違い、登載事項なしとして引き継がれない帳簿の記載方法など)。	① 民事・刑事首席書記官名の通知を改正した。 ② 原本保存簿記載の保存終期は各分冊ごとに記載されていたものを、原本綴りと同様に年度ごとの保存終期に訂正した。 ③ 補正が可能であったので補正した。	① 制度改正時に関わらず、高裁発出の通知、事務連絡などを常に読み込み、必要に応じて随時改正することが必要である。 ②③ 原本保存簿や帳簿諸票備付経過簿の記載等を、あまり重要と考えず、安易に処理していた傾向がある。今後は、事件記録や裁判原本の保存廃棄事務の重要性を認識させ、原本綴りや帳簿諸票(原本保存簿)の保存を担当者に任せにせず、複数で確認し、疑問点が生じた際は、安易に処理を行わずに資料等を読み込み、検討・確認することを徹底させる。
		地家裁	① 保存に付された少年事件記録及び調査記録の表紙に保存の始期及び終期が記載されず、保存終期年度のみ記載されていた。通達を読み込まずに庁独自で判断したこと、管理職員が過去の事務を鵜呑みにして踏襲したことが原因である。(大阪家裁) ② 少年調査記録が通達に従った排列で保存されていない(システムの固有番号順に排列されている。)。通達を読み込まずに庁独自で判断し、管理職員が過去の事務を鵜呑みにして踏襲したことが原因である。(大阪家裁) ③ 準少年保護事件簿として保存に付されていた事件簿が事件受理簿(終結年月日以降の記載がない)であった。事務担当者が、事件簿とは、事件番号順に搭載されているものと安易に考え、通達等を読み込んでいないこと、及び管理職員の指導監督が不十分であったことが原因である。(和歌山家裁) ④ 保存に付すことができる帳簿が部から訟廷に引き継がれていない。帳簿保存に対する意識が低いことが原因である。(京都家裁)(大阪家裁) ⑤ 保存期間が経過しているのに未廃棄の帳簿があった。帳簿の保存廃棄に対する意識・注意が足りないことが原因である。(和歌山家裁)(大阪家裁) ⑥ 帳簿諸票備付経過簿の記載について、通達等に従わず不適切であった。同経過簿に対する知識・注意が足りないことが原因である。(奈良家裁)	① 通達に従った処理を指示し、平成24年以降に保存する事件について、通達に従った処理をすることとなった。 ② 事件記録の排列は自庁で定めることができるので、通達に従った排列に直すか、自庁通達で排列を定めることを指示し、自庁通達を定めて対応した。 ③ 事件処理システムに事件情報保存されているので、速やかに印刷して準少年保護事件簿を作成することを指示した。 ④ 事件部に残っている未引継ぎ帳簿の速やかな引継・保存を指示した。 ⑤ 直近の廃棄事務の際に、必ず廃棄することを指示した。 ⑥ 補正可能なものは補正することを指示し、補正の難しいものは経過等を記載して残すことを指示した。	①② 事務改善、事務の効率化を図るときに、事務の根拠通達等に当たらずに、漫然と事務改善を行ったこと、従前からの事務処理に疑問を持つことなく前例踏襲で事務を行ってきたこと、管理職員の目が細部まで届いていないこと等が原因と思われる。今後は、職員に対し、漫然と事務処理を行うのではなく、常にその根拠を意識させることが必要である。また、管理職員においては、所管事務について、常に問題意識をもって見ることを意識付け、事務改善については、通達等との整合性を確認することが大事である。 ③ 帳簿の保存事務を担当職員に任せていることが原因である。事件記録等が廃棄された後は、当該事件は事件簿によってのみ公証されることの重要性を管理職員及び職員に理解させ、担当職務の重要性を認識させることが必要である。また、通達等は庁(部署)の単位で整理、保管し、いつでも確認できる状況に置くことが必要である。 ④～⑥ 帳簿諸票の重要性が認識されていない。今一度、重要性を認識させる必要がある。 記録の廃棄事務と違い、帳簿の廃棄事務はあまり重要視されない面もあり、担当者が一人で帳簿の廃棄事務を行っていたことが原因と思われる。今後は重要性を認識させ、複数の目でチェックすることが必要である。

庁名			① 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びに是正又は改善を要する事務の態様, 原因	② 指導, 指示又は注意をした内容及び対策	③ 問題点及び原因の究明をもとに今後取り組むべきと考える組織的な課題
		高裁	特になし		
	その他の事項	地家裁	① 審法廷においてデジタル録音機を使用して録音されたSDカード等の音声データを用済み後消去していなかったり, 他備品と紛れる機の引き出しに保管するなど, 記録媒体の使用, 保管が適切でなかった。また, 審判調書作成のために私物のICレコーダーを使用していた。(大阪家裁), (京都家裁), (奈良家裁) ② 裁判官用の事件記録出納簿や調査官用の少年調査記録出納簿について, 返還確認の記載が不適切(押印もれ)であった。(京都家裁), (奈良家裁) ③ 保護処分決定で終結した事件について, 事件確定前に松廷に引き継がれていた。(京都家裁)	① 情報漏洩の影響の重大さ, 情報管理の重要性を説明し, 記録媒体の管理及び最高裁事務連絡に従ったデータ管理を指示した。 ② 記録の授受及び帳簿諸票の重要性を周知し, 適正な使用を指示した。 ③ 迅速処理, 事務の効率化を優先した事務であるが, 過誤の原因となることから, 確定までは部に止め置くことを指示した。	① 記録媒体について, まだ, 手控えの補助機器程度と認識している職員がいる。情報漏洩の影響の大きさを繰り返し周知するとともに, 庁として記録媒体の使用, 保管についての事務処理要領を定めることなどが必要である。 ② 記録の授受, 帳簿諸票の重要性が認識されていないので, 今一度, 重要性を認識させる必要がある。 ③ 事務の効率化と適正な事務処理, 基本原則とのバランス・整合性を養うことが必要である。

大阪高裁判第97号

(訟ろー01)

平成25年3月27日

最高裁判所事務総局総務局第三課長 殿

大阪高等裁判所民事首席書記官 澤 明 憲

大阪高等裁判所刑事首席書記官 藤 田 敏 之

平成24年度書記官事務等の査察結果報告について（送付）

当庁管内において実施した標記の査察結果報告は、別添のとおりです。

平成24年度書記官事務査察の査察等結果報告書1(改善された事項について)

本庁・支部	① 昨年度の指摘事項	② ①を改善するために行った具体的な取組等
本庁	○保存事務について 帳簿諸票備付経過簿上は部に備え付けてある帳簿について、帳簿を前年度分と合てつしたことから引継年度が遅れる場合等の情報が記録係に伝えられていなかった。 その原因は、記録係において、実際に引き継ぎがなされたときに処理すればよいという慣行を漫然と続けていたためであった。(大阪高裁)	最高裁査察後、直ちに、訟廷管理官及び各部主任書記官に対して、帳簿引き継ぎ関係の連絡を密にして帳簿の保管を適正にするよう指導を行うとともに、訟廷管理官に対して「事件関係帳簿諸票引継書」に合てつ等を記載して引継年度の情報が明確に引き継がれるよう改正作業を指示し、平成24年1月26日付けで訟廷管理官から民事部主任書記官、訟廷係長に改正についての文書を発出、周知して改善された。
本庁	○帳簿諸票の保存状況について 二審和解調書原本と一審判決原本は保存期間が異なるので別の編冊にすべきところ一冊の判決原本つづりにつづっている(大阪家裁、京都地家裁、奈良地裁、和歌山地裁)。	・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、通達の根拠を確認することが指導され、計画的に平成24年7月までに分離して編冊し直され改善された(大阪家裁)。 ・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、指摘事項については、直ちに、保存通達どおりの事務を行い、かつ過去の分についても点検を行うよう指導されて、本庁分については、平成23年度分から遡って、現在平成17年度分までは是正された。昭和43年から平成16年度までの原本つづりは、相当数があるため、担当を決めて、その後も組織的計画的に継続して行われており平成28年度までには是正が完了する予定である(京都地裁)。 ・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、職員には保存通達に基づいた適正な事務処理をするよう周知されるとともに、職員が事務処理を容易に理解し、速やかに処理できるように新たな保存事務処理マニュアルを作成された。早急に判決原本つづりから和解調書原本を分離するとともに、第二審和解調書原本が第一審判決原本を引用している場合には、判決原本の写しを作成し、これを各和解調書原本の末尾に編てつするよう指示された。その結果、平成24年度における査閲において全て是正された(京都家裁)。 ・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、職員の知識不足が原因であったことから通達等を改めて周知して指導された。その結果、速やかに改善され、平成18年度以降の原本つづりについて直ちに修正された。昭和52年から平成17年度までの原本つづりについては平成27年度末までには是正が完了する予定である(奈良地裁)。
		・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、庁全体として取り組む姿勢の欠如、資料の整備不足(特にコンピュータを利用した事務処理の場合)、知識不足など留意すべき点を記載した首席書簡が平成24年1月に発出され、留意点についての問題解消を図った。具体的には、記録係長を中心に、庶務係及び事件係職員のほか、次席、管理官も加わり、記録庫内の判決原本及び和解調書原本つづりをすべて調査の上、前記原本つづりにつづられていた訴訟費用額確定処分(決定)及び訴訟上の救助により支払を猶予した訴訟費用の支払を命ずる決定(取立決定を含む。)を抜き出した上、別つづりとして編冊を作成し、裁判原本等保存簿に登載の上、保存に付されて、平成23年11月9日までに是正が終了した。また、記録庫内の判決原本つづりを調査の上、当該原本つづりから控訴裁判所で成立した和解調書等の原本を抜き出し、当該完結年度の和解調書等の原本つづりにつづり替えた上、事件書類編冊目録に追記して保存に付されて、平成23年11月9日までに是正が終了した(和歌山地裁)。

本庁・支部	① 昨年度の指摘事項	② ①を改善するために行った具体的な取組等
本庁	○事件書類の分離時期について 一部の記録について、保存時分離がされていない記録があった(大阪家裁、和歌山家裁)。	・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、通達の理解及び事務処理体制の見直しを図り、人事訴訟の保全事件については平成24年1月に分離が完了された。後見・財産管理については従前から保存時分離がされていなかったが、計画的に処理し後見・財産管理事件は平成25年2月に分離が完了された。今後はすべての事件について保存時分離を実施し、通達に従った事務処理を徹底するよう周知され、指導が継続されている(大阪家裁)。 ・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、通達の理解及び事務処理体制の見直しを図り、平成19年～21年分の財産管理事件については平成24年3月末までに原本分離を終え、平成21年以降についても分離すべき時期に分離された。確定事件を関連事件に添付する場合は、原本分離を行った後に貸し出しの形で行うよう指導し、保存時分離していなかったその他の事件書類についても平成24年3月末までに分離が完了された。事件書類の保存時期を誤っていた後見や財産管理事件についても同時期までに是正が完了された(和歌山家裁)。
本庁	○帳簿諸票の整備について (1)帳簿諸票備付経過簿について、諸票は引継を受けた年度に記載すべきところ作成年度の経過簿に登載している(奈良地家裁、和歌山地家裁)。 (2)一部の事件簿の引継の記載がない(京都地裁、奈良地裁、和歌山地家裁)。	指摘事項(1)について ・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、是正計画案が提出され、平成24年度の査閲では、正確な記載に訂正されていた(奈良地裁)。 ・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、担当者の正確な知識の定着を図ると同時に、最高裁事務総局作成の平成5年12月27日付け「帳簿諸票備付経過簿記載の手引」を帳簿諸票備付経過簿の冒頭につづって注意喚起を図ることとし、「奈良家庭裁判所訟廷事務の手引」にもこの点が盛り込まれた。なお、作成年度の経過簿に登載していたものについては、平成24年3月末までにすべて引継を受けた年度の経過簿に移記された(奈良家裁)。 ・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、是正計画案が提出され、平成24年度の査閲では、正確な記載に訂正されていた(和歌山地裁)。 ・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、帳簿諸票備付経過簿の手引書が配布され、引継一覧表を用いて帳票を特定させることにより正確な引継を記載できるよう工夫され、平成24年度の査閲では、正確な記載に訂正されていた(和歌山家裁)。 指摘事項(2)について ・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、指摘事項については、直ちに、保存通達どりの事務を行い、かつ過去の分についても点検を行うよう指導されて、本庁分については、平成23度分から遡って是正し、現在平成19年度分作業中となった。各年度で相当数があるため、担当を決めて、今後も組織的計画的に継続して行われている(京都地裁)。 ・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、事件簿を速やかに引き継いだ上、保存に付するよう指示され、平成24年4月12日に引継ぎを終え是正された(奈良地裁)。 ・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、是正計画案が提出され、平成24年度の査閲では、正確な記載に訂正されていた(和歌山地裁)。 ・査察時に、保存通達の理解及び是正を指導した。その後、被査察庁では、帳簿諸票備付経過簿の手引書が配布され、保存のための引継時に、引継一覧表を用いて帳票を特定させることにより正確な記載ができるよう工夫され、その後、是正計画案が提出され、平成24年度の査閲では、正確な記載に訂正されていた(和歌山家裁)。

本庁・支部	① 昨年度の指摘事項	② ①を改善するために行った具体的な取組等
	(3)裁判原本保存簿について、一部の保存終了日等の記載がもれていた(大阪家裁, 京都地家裁, 奈良地裁, 和歌山地裁)	指摘事項(3)について ・査察時に, 保存通達の理解及び是正を指導した。その後, 被査察庁では, 保存簿の記載事項にもれがないかを確認した上, もれていた事項は記載するよう指示され, 平成24年の査閲では, 記載事項のチェック及びもれていた事項の記載を終え是正された(大阪家裁, 京都地家裁, 奈良地裁, 和歌山地裁)。
本庁	○廃棄作業のスケジュールについて 一部の記録及び返還不能郵券について, 保存期間満了後, 約2年が経過しているのに廃棄されていない(和歌山家裁)。	・査察時に, 保存通達の理解及び是正を指導した。その後, 被査察庁では, 指摘事項については平成24年2月実施の廃棄により是正された。

平成24年度書記官事務査察の査察等結果報告書1(改善された事項について)

本庁・支部	① 昨年度の指摘事項	② ①を改善するために行った具体的な取組等
本庁	○保存事務について 事件関係の帳簿諸票の使用方法等に関する民刑首席書記官通知を点検したところ、備付けられている帳簿の漏れ、根拠通達の特定の不十分、誤記等があった。(大阪高裁)	既に最高裁判所に報告済みのとおり、帳簿諸票に関する通達及事務連絡等を読み込み首席通知を速やかに改正した。
本庁	○保存事務について 少年抗告事件の決定原本保存簿に記載されている保存終期と、同原本綴りの表紙に記載されている保存終期とに齟齬があった。(大阪高裁)	既に最高裁判所に報告済みのとおり、修正済みである。また、担当者(事務官)が行った原本保存を定期的に係長が点検するように指示した。
本庁	○帳簿諸票備付経過簿の記載について 帳簿諸票備付経過簿の記載が通達に齟齬していた(保存満了年度の間違い、登載事項なしとして引き継がれない帳簿の記載方法など)。(大阪高裁・奈良家裁)	帳簿諸票備付経過簿は、長年使用され、帳簿諸票の存在の有無が同経過簿によることなどを理解させ、補正が可能なものは補正を行い、補正の難しいものは経過等を明確にした文書を作成した。また、長期間の使用が見込まれる帳簿諸票備付経過簿の重要性を担当者(記録係長)に認識させた。なお、大阪高裁分は全て補正を行った。
本庁	○事件記録の保存事務について 保存に付された少年事件記録及び調査記録の表紙に保存の始期及び終期が記載されず、保存終期年度のみ記載されていた。(大阪家裁)	既に最高裁判所に報告済みのとおり、事務改善、事務の効率化を図るときに、事務の根拠通達に当たらずに、漫然と事務改善を行ったことが原因であるが、事務の効率化を図る際には通達との整合性を確認することを指導した。平成24年以降に保存する事件については、通達に従った処理を行っている(保存の始期及び終期を記載している。)
本庁	○少年調査記録の保存事務について 少年調査記録が通達に従った排列で保存されていない(システムの固有番号順に排列されている。)(大阪家裁)	既に最高裁判所に報告済みのとおり、通達に従って自庁通達を定めた。事務の合理化、効率化を目指した処理であったが、事務改善については、常に通達等との整合性を確認することを意識するように指導した。
本庁	○帳簿諸票の保存事務について 準少年保護事件簿として保存に付されていた事件簿が事件受理簿(結算年月日以降の記載がない)であった。(和歌山家裁)	通達の理解が不十分であったことが原因であるが、事件処理システムに事件情報が保存されているので、速やかに事件処理システムから出力を行い、準少年保護事件簿を作成して保存に付した。
本庁	○帳簿諸票の保存事務について 保存に付すことができる帳簿が部から訟廷に引き継がれていない。(京都家裁)(大阪家裁)	帳簿諸票の重要性を認識させ、引継可能な帳簿については速やかに、部から訟廷に引き継がせる指示を出し、引き継がせた。
本庁	○帳簿諸票の廃棄事務について 保存期間が経過しているのに未廃棄の帳簿があった。(和歌山家裁)(大阪家裁)	帳簿諸票の廃棄事務の重要性を認識せず、廃棄事務を一人の担当者任せにしていることが原因の一つであるので、複数の目で放棄目録等をチェックする必要性を指導し、未廃棄の帳簿はすべて廃棄させた。

検索一覧

高裁 裁判所名 事件類型 事務類型 指摘事項

主たる要因 講じた措置又は指導等

備考

大阪	大阪 高裁	地家裁	民事	事件記録 の貸出し	①事件関係出納簿について、担当部に1年以上貸し出しているにもかかわらず、長期貸出しの理由、返還見込日の記載がない(神戸地裁)。②裁判官との間の記録授受について、記録貸出簿等の帳簿が備え付けられておらず、また何らのルールも定められていない(神戸家裁)。③出納簿に返還日の記載・保管者の押印がない(大阪地)。①ないし③のいずれも記録の貸出し及び保管の重要性を理解しておらず、不適切な取扱いである。	その他	①長期貸出記録について、直ちに貸出しの理由及び返還見込日を確認し、これを帳簿に記入するよう指導した。②直ちに是正するよう指導したところ、裁判官室との間でルールを定め、2月1日事務連絡で周知された。③直ちに是正するよう指導したところ、当該記載漏れ部分の是正が終了し、対策として、記録返還時に、出納簿への記入を失念しないよう記録係員に周知徹底し、更に、係長において、定期的に出納簿の記載を確認することとしたとの報告を受けた。
大阪	大阪 高裁	地家裁	民事	事件記録 の保管	①言渡前の判決原本は事件記録とは別に保管しなければならないところ、A判決原本である旨の明示がない封筒に入れて記録に挟み、同記録をゴムで留めたり、イ記録表紙の前に綴り込んだり、ウ記録に挟み込んで保管している(神戸地)。②記録庫に筒状の番証が保管されていたが、直ちに事件が特定できない状態であった(大阪地)。	その他	①判決原本は、事件関係者の目に触れることがないように判決原本である旨を明示した封筒に入れた上で、記録保管庫内の所定の場所に備え付けた決裁箱等に入れて保管する態勢とし、全書記官に当該保管態勢を実行させるよう指示した。その後、当該態勢が励行されているとの報告を受けている。②部から引き継がれた記録について、各分冊単位に事件番号が特定されているかを確認し、かつ、記録を保管する際に事件番号が明示されているかを確認して配架作業を行うよう係員に周知するよう指導した。
大阪	大阪 高裁	本庁	民事	受付・分配	①受領書に受付印がない(大津地裁)。②同書面には、重複番証につき事実上廃棄とメモが付された上、同書面に記載されている証拠説明書が記録に綴てつされていない(大津地裁)。①は、通達を理解していたもののこの件についてのケアレスミスであり、不注意が原因である。②は、公文書を取り扱う公務員としての意識が欠けていたことが主な原因である。	指導不足	①公証官としての書記官の位置付けを再度各書記官に認識させるべく、受付通達に基づき一つ一つの事務を丁寧に注意深く処理していくことを指導した。②裁判所が受領した書面について、撤回された書面には「平成〇年〇月〇日撤回」などと明示した上で記録に綴てつすべきであることを厳しく指導した。
大阪	大阪 高裁	地家裁	民事	印紙・郵券	①記録中の郵券管理袋記載の残額と同管理袋に保管されている切手の額とが一致しない(大津地)。②事件が終局しているにもかかわらず、複数の事件記録において残郵券の処理がなされていなかった(大津家)。①の原因は郵券使用の事由及び金額の記載を怠ったものであり、②は財産管理事件の管理人選任事件の残郵券について管理終了まで保管するという誤った理解が原因である。①②のいずれも郵券を金銭と同様に保管すべきとの意識が欠けていたことが主たる原因である。	指導不足	①予納郵券管理事務は、保管金、保管物及び印紙の管理事務と同一の重要な事務である旨を改めて指導した。②担当書記官に指摘事項の趣旨を説明して意識付けを行い、予納された残郵券は用済み後速やかに返還するよう指導した。

検索一覧

高裁 裁判所名 事件類型 事務類型 指摘事項

主たる要因 講じた措置又は指導等

備考

大阪	大阪 高裁	地家裁	刑事	進行管理	進行管理が不十分なため、1年半程度進行が停止していた事件を主任書記官及び担当書記官が十分に把握できていなかった。後任者への引継が不十分であったこと、後任者の知識不足が原因である。もっとも、主任書記官においても、所管部署における事件の進行状況を確認する必要がある(神戸地)。	引継不十分	記録ロッカーに「4か月ごとに要調査」の棚を設置し、定期的(4か月に一度)検察庁に所在調査依頼を求めることとした。また、主任書記官においても「追って指定」の事件には注意するように指導した。
大阪	大阪 高裁	地家裁	刑事	原本保存簿	刑事和解、刑事損害賠償命令事件の債務名義となる事件書類は、刑事雑記録等保存簿に登録し、事件書類編成目録を付し、その表紙に保存の始期と保存期間を記載する必要があるが、同保存簿に登録されておらず、かつ保存始期と保存期間の記載がなかった。通達を十分に理解せず、前例を踏襲した(大阪地)。	指導不足	速やかに刑事雑事件等保存簿に登録し、保存の始期と保存期間を記載した。
大阪	大阪 高裁	地家裁	刑事	事件記録の保存	① 保存に付された調査記録の表紙に保存の始期及び終期が記載されていない(神戸家)。 ② 保存に付された調査記録の表紙の保存の始期及び終期の記載漏れが多数あった(大津家)。いずれも通達を十分に理解せず、誤廃棄の危険性を理解していなかった。	指導不足	① 保存の始期及び終期の記載の重要性を理解させ、平成25年司法年度から、保存に付される調査記録に記載することとした(神戸家)。 ② 保存の始期及び終期の記載の重要性を理解させ、速やかに保存の始期及び終期の記載させた(大津家)。
大阪	大阪 高裁	地家裁	刑事	帳簿諸票の保存	少年保護事件簿、準少年保護事件簿、少年審判事件簿が、いずれも期日進行管理プログラムによってコンピュータの記憶装置に登録されているだけで、電子データ、または出力した紙ベースによって保存されていない(大津家)。	システムへの過信	平成23年度までの事件簿を年度ごとにプリントアウトし、保存に付した。今後は通達に基づいた処理を行うように指示した。

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察結果報告書

(庁名)	大阪高等裁判所
(査察事務担当者)	事務局次長 新 屋 眞 宏

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
23. 9. 28 ～9. 29	京都地方裁判所	会計課長	保 田 将 司	1 人
23. 10. 12 ～10. 13	京都家庭裁判所	会計課企画官	吉 川 和 伸	1 人
23. 11. 14 ～11. 15	奈良地方家庭裁判所	会計課課長補佐	岩 本 照 章	1 人
23. 12. 1 ～12. 2	和歌山地方家庭裁判所	会計課課長補佐	川 瀬 久 雄	1 人
24. 2. 6 ～ 2. 7	大阪家庭裁判所	会計課長	保 田 将 司	1 人

2 査察結果

(1) 京都地方裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項
特になし

(2) 京都家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
 - (ア) 保管金の支払いについて、約2ヶ月間支払いを遅滞している事例が見られたため、裁判部及び会計課で定期的に確認するよう指導した。
 - (イ) 還付不能郵券の処理について、約2年分の郵券が廃棄されることなく保管されていたため、適正に廃棄するよう指導した。
 - (ウ) 参考人旅費の支給手続について、法令等の確認が不十分なまま請求者の申告に基づいて支給決定していた事例や、旧様式の請求書様式が使用されたりしていたため、根拠規定等を確認しながら事務を行うよう指導した。
 - (エ) 保管物の月例検査につき、物の出入りがない月については検査を実施せず、保管物主任官から検査職員への報告で検査に代えているが、実際に現物を確認する

- よう注意した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
該当事項なし
 - エ その他必要と認める事項
特記事項なし

(3) 奈良地方家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
国庫帰属した押収物について、6ヶ月間処分がされていなかったため、今後は国庫帰属後、売却の可否等を検討のうえ速やかに処分するよう指示した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
前回指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項
特になし

(4) 和歌山地方家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項
特になし

(5) 大阪家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
前回指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項
特になし

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察結果報告書

(庁名) 大阪高等裁判所

(査察事務担当者) 事務局次長 新 屋 眞 宏

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者
				員 数
24. 9. 19 ～9. 20	神戸地方裁判所	会計課課長補佐	川 瀬 久 雄	2 人
24. 11. 29 ～11. 30	神戸家庭裁判所	会計課企画官	藤 原 治	1 人
25. 1. 24	大阪地方裁判所	会計課専門官	児 島 由 崇	2 人
25. 2. 6 ～2. 7	大津地方家庭裁判所	会計課専門官	児 島 由 崇	1 人

2 査察結果

(1) 神戸地方裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
全般的に適正な事務処理がなされていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

破産事件において官報公告料の支払をする際に、別事件の保管金から公告料を支払っており、別事件の予納金が不足している状態となっている。

早急に今後の対応を検討するよう指示した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
該当事項なし

エ その他必要と認める事項
特になし

(2) 神戸家庭裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
全般的に適正な事務処理がなされていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

国立印刷局から送付される官報公告掲載料請求書に受付印が押印されていなかった。

契約上、裁判所は請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うこととなっているが、受付印が押印されていないために、起算日が明確にならない。

実際には、請求書作成日から30日以内に支払がなされているため支払遅延となっている事例はなかったが、起算日が明確でないことは相当でないため、今後は必ず受付印を押印するように指導した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
該当事項なし

エ その他必要と認める事項
特になし

(3) 大阪地方裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
全般的に適正な事務処理がなされていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意
した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
該当事項なし

エ その他必要と認める事項
特になし

(4) 大津地方家庭裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策
全般的に適正な事務処理がなされていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意
した内容

(ア) 国庫帰属した保管物について、処分が容易であるにもかかわらず、1年以上に
渡って処分されていないものが見受けられたので、国庫帰属後は、速やかに処分
するよう指導した。

(イ) 裁判部において取り扱われている請求書について、作成日付が空欄である場合
の取扱いが明確に定められていないので、庁としての運用方針を早期に定めるよ
う指導した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
該当事項なし

エ その他必要と認める事項
特になし